

秋田県子ども・子育て支援事業支援計画
「第3期 すこやかあきた夢っ子プラン」

令和5年度実施状況報告書

令和7年2月

秋田県あきた未来創造部
次世代・女性活躍支援課

本書は、秋田県子ども・子育て支援条例（以下「条例」という。）第 8 条に基づき定めた「子ども・子育て支援に関する基本計画（第 3 期すこやかあきた夢っ子プラン）」により県が講じた子ども・子育て支援の施策について、条例第 16 条に基づき、令和 5 年度の実施状況を明らかにするために作成したものです。

【参 考】

秋田県子ども・子育て条例（平成 18 年 9 月 29 日秋田県条例第 72 号）

（基本計画）

第 8 条 知事は、子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子ども・子育て支援に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を定めなければならない。

（年次報告）

第 16 条 知事は、毎年、子ども・子育て支援に関し県が講じた施策を明らかにする報告書を作成し、公表するものとする。

～ 目 次 ～

1	計画の概要	・ ・ ・ ・ ・	1
2	施策の実施状況	・ ・ ・ ・ ・	2
3	目標指標に対する実績	・ ・ ・ ・ ・	1 7

1 計画の概要

(1) 計画の趣旨

本県では、次代の社会を担う子どもたちが健やかに生まれ、育成される環境の整備を図るため、平成17年度から10年間にわたり秋田県次世代育成支援行動計画（前期・後期）により様々な取組を進めてきました。

その間、平成18年には、県の子ども・子育て支援に関する基本理念や様々な主体の責務を定めた「秋田県子ども・子育て支援条例」を制定したほか、平成22年度には少子化対策本部を設置するなど総合的な政策を推進してきました。

このような状況の中で、平成24年には税と社会保障の一体改革の一環として、全ての子どもとその保護者を支援する子ども・子育て支援3法が成立し、平成27年度に子ども・子育て支援新制度が本格施行され、「第2期すこやかあきた夢っ子プラン」を策定し、子ども・子育て支援を総合的に推進してきました。

「第2期すこやかあきた夢っ子プラン」の5年1期の計画期間（平成27年度～令和元年度）満了にともない、子ども・子育て支援の更なる充実を図るため、次期計画となる「第3期すこやかあきた夢っ子プラン」を策定しました。

(2) 計画の性格

「第3期すこやかあきた夢っ子プラン」は子ども・子育て支援に係る次の法律及び条例に基づく計画としての性格を併せ持つものです。

- ① 子ども・子育て支援法第62条第1項に基づき秋田県が策定する「子ども・子育て支援事業支援計画」
- ② 次世代育成支援対策推進法第9条第1項に基づき秋田県が策定する「地域行動計画」
- ③ 秋田県子ども・子育て支援条例第8条第1項に基づき知事が定める「子ども・子育て支援に関する基本計画」

なお、この計画は「母子保健計画」も包含しています。

(3) 計画の期間

この計画は、令和2年度から令和6年度までの5年間を計画期間として策定しました。

第3期 すこやかあきた夢っ子プラン

資料2

1. 施策の実施状況

施策の内容	施策の実施状況	備考	担当課
基本施策1 就学前の教育・保育の総合的・計画的な提供 (P19)			
1-1 教育・保育の計画的な提供 (P20)			
(1) 教育・保育の需給区域の設定	当初計画からの変更はなく、県設定区域は市町村計画を踏まえ県内各市町村を一単位とする25区域とし、その区域は教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を通じて共通の区域としている。		次世代・女性活躍支援課 幼保推進課
(2) 教育・保育の計画的な提供	県計画の基となる市町村子ども・子育て支援事業計画を考慮し、就学前教育・保育施設の認可等に当たっては、市町村と情報共有を図り、連携して進めている。		次世代・女性活躍支援課 幼保推進課
1-2 保育人材の確保・育成と教育・保育の質向上 (P20)			
(1) 保育士等の確保による待機児童の解消	「新規人材の確保」と「働き続けられる職場環境の整備」の2つを方針として取り組んでいる。「新規人材の確保」については、卒業後に県内において保育業務に従事しようとする学生を対象に返還免除付き修学資金の貸し付けを行っている（令和5年度新規貸付85名、令和6年度93名）。「働き続けられる職場環境の整備」については、保育士等の技能・経験に応じて5千円から4万円を賃金に加算する処遇改善を行っているほか、業務負担軽減のため、地域の実情に応じた担い手を確保し、「みなし保育士」となり得る子育て支援員の養成研修を実施している（令和6年度80名）。		幼保推進課
(2) 保育士等の専門性向上と就学前教育・保育の質向上	子どもの居場所がどこであっても等しく質の高い教育・保育の提供を確保するため、幼稚園教諭、保育士及び保育教諭等を対象とした合同研修を実施している。 また、「わか杉っ子！育ちと学びステップアップ事業」により、教育・保育アドバイザーを配置する市を拡充し、県と市が連携しながら、就学前教育・保育施設への巡回指導や地域での研修等を実施することで、教育・保育の推進体制の充実・強化を図っている。		幼保推進課
(3) 就学前施設と小学校教育の円滑な接続	就学前教育・保育施設において育みたい資質・能力を確かなものにしていくための保育及び指導計画の見直しを求め、小学校教育との円滑な接続につなげている。また教育・保育アドバイザー配置市においては、各園・校が直接交流及び連携を図りながら相互理解を深めていけるよう、研修及び連絡会議等を推進している。未配置市町村には、園支援訪問や市町村研修支援を行っている。		幼保推進課
1-3 教育・保育推進体制の充実・強化(P21)			
(1) 教育・保育アドバイザーの配置と園内研修の充実	令和6年度は、県に1名と県内9市1村に12名の教育・保育アドバイザーを配置し、訪問指導及び研修等を実施している。各市の実態に応じた研修の計画・実施や、各施設へのきめ細やかな訪問指導等を行うなど、保育者の資質・向上を支援している。		幼保推進課
(2) 幼児教育センター等による教育・保育の指導体制の強化	幼保推進課が幼児教育センターを、北及び南教育事務所の幼保推進班がサテライトセンターを兼務し、市教育・保育アドバイザーへの助言及び研修における講師等を担っている。県指導主事及び県教育・保育アドバイザーと市のアドバイザーによる同行訪問等において各施設の教育・保育の質の向上に向けた支援をする等、連携を図りながら指導体制を強化している。		幼保推進課
1-4 市町村区域を超えた広域調整 (P21)	市町村間の調整が整わない等で、県による調整が必要となったケースは、現在のところ発生していない。		次世代・女性活躍支援課 幼保推進課
1-5 教育・保育情報の公表 (P21)	県内の就学前教育・保育施設等の情報を、県のウェブサイト「美の国あきたネット」で公表している。		幼保推進課
基本施策2 地域における子ども・子育て支援の充実 (P22)			
2-1 地域子ども・子育て支援事業の支援と機能強化 (P23)	市町村が主体となり取り組む子ども・子育て支援事業を、国と共に財政面から支援する。（子ども・子育て支援交付金）		次世代・女性活躍支援課
(1) 利用者支援事業	地域の子育て家庭や妊産婦に対し、適切に幼児教育や保育、子育て支援サービスを利用できるよう、子どもやその保護者等の身近な場所で、適切な施設やサービスの情報を提供したり、必要に応じて相談・助言等を行うほか、関係機関とのネットワークの構築や社会資源の開発など地域の連携を進める。 令和5年度…17市町村20か所（うち母子保健型16市町村）		次世代・女性活躍支援課
(2) 延長保育事業	保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間帯以外の日及び時間に民間の保育所等において児童を預けられる環境を整備し、必要な保育を確保する。 令和6年度…15市町村241箇所（交付金活用予定）		幼保推進課

施策の内容	施策の実施状況	備考	担当課
(3) 放課後児童クラブ (放課後児童健全育成事業)	保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後等に小学校の余裕教室、児童館等を利用して、適切な遊び及び生活の場を提供する。 令和5年度…25市町村304か所		次世代・女性活躍支援課
(4) 子育て短期支援事業	保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等を活用し一定期間養育・保護を行う。 令和5年度…6市町村7か所		次世代・女性活躍支援課
(5) 乳児家庭全戸訪問事業	生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、育児に関する不安や悩みの傾聴や子育て支援に関する情報提供を行う。令和5年度は、25市町村が実施している。(うち16市町村が国交付金を活用)		次世代・女性活躍支援課
(6) 養育支援訪問事業	養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する。 令和5年度…8市		次世代・女性活躍支援課
(7) 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業	要保護児童対策地域協議会の機能強化を図るため、調整機関職員やネットワーク構成員の専門性強化やネットワーク機関間の連携強化を図る。 令和5年度…3市		次世代・女性活躍支援課
(8) 地域子育て支援拠点事業	乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う。 令和5年度は、国交付金を活用して20市町村55か所で実施するほか、8市町村では独自で24か所の子育て支援センターを運営する。		次世代・女性活躍支援課
(9) 一時預かり事業	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として日中、保育所、幼稚園、認定こども園等で一時的に子どもを預けられる環境を整備し、多様な保育ニーズに応える。 令和6年度…22市町村241箇所(交付金活用予定)		幼保推進課
(10) 病児保育事業	病気の子どもを家庭で保育できないときに、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等を行う体制を整え、多様な保育ニーズに応える。 令和6年度支援予定…14市町74施設(交付金活用予定)		幼保推進課
(11) 子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)	乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と、当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う。 令和5年度は、国交付金を活用して9市が実施するほか、1市では独自事業として実施している。		次世代・女性活躍支援課
(12) 妊婦健康診査	妊婦の健康の保持増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、健康状態の把握、検査計測、保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を行う。 令和5年度…25市町村		保健・疾病対策課
(13) 実費徴収に係る補足給付を行う事業	保護者の世帯所得の状況等を勘案して、新制度へ移行していない私立幼稚園を利用している児童について、保護者が支払うべき副食費を支援し、これらの家庭の円滑な教育・保育の利用を図る。 令和6年度支援予定…2市(交付金活用予定)		幼保推進課
(14) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業	健康面や発達面において特別な支援が必要な子どもを受け入れる私立認定こども園の設置者に対して、職員の加配に必要な費用の一部を支援し、良質かつ適切な教育・保育体制の確保を図る。 令和6年度…3市6箇所(交付金活用予定)		幼保推進課
(15) 多世代の交流を活かした子育て支援の強化	中高生や高齢者がボランティアへ参加しやすい体制を整備するため、ボランティア受入可能な子育て支援施設や団体の一覧を作成し、ウェブサイトへ掲載することとしている。		次世代・女性活躍支援課
(16) 医療的ケア児保育支援事業	医療的ケアが必要な乳幼児について、保育所等における受入体制を整備することにより、多様な保育ニーズに応える。 令和6年度…6市9箇所		幼保推進課
(17) 障害児受入促進に係る保育環境改善等事業	障害児や医療的ケア児を受け入れる保育所等において、備品購入や施設改修等により、受入体制を整備することで多様な保育ニーズに応える。 令和6年度…1市3箇所		幼保推進課
(18) 子育て世帯訪問支援事業(旧子育て世帯訪問支援臨時特例事業)	家事・育児等に対して不安や悩みを抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・育児等の支援を実施する。 令和5年度…1市		次世代・女性活躍支援課
(19) 親子関係形成支援事業(旧保護者支援臨時特例事業)	子どもとの関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者に対し、親子の関係性や発達に応じた子どもとの関わり方を学ぶためのペアレントトレーニングを実施する。また、ペアレントトレーニングを実施するために必要な人材の養成の支援を行う。 令和5年度…1市		次世代・女性活躍支援課

施策の内容		施策の実施状況	備考	担当課
2-2	児童館を活用した児童の健全育成 (P25)	秋田県児童会館について、乳幼児から高校生までの子どもを対象とした健全な遊びや活動の拠点、居場所となるよう機能の充実を図る。 県内児童館の指導や連絡調整を行い、地域の子育て家庭への自由な交流の場を提供するとともに、子育てサークル等の地域活動を支援する。		次世代・女性活躍支援課
2-3	支援を要する子どもや家庭のサポート (P25)			
(1)	家庭養育優先原則の徹底と子どもの権利擁護			
	市町村の子ども家庭支援体制の構築等	令和4年改正児童福祉法により、児童福祉と母子保健の機能を一体的に担うこども家庭センターの設置が市町村の努力義務化されたことに伴い、当該機関の職員を養成するための研修を実施し、市町村へ参加を呼びかけるなど、センター設置の促進に向けた働きかけを行っている。		
	里親等への委託の推進	里親制度の普及啓発、里親に対する研修、委託児童と里親のマッチング、養育中里親への支援、委託解除後における支援に至るまでの一貫した取組となる里親養育包括支援（フォスタリング）事業を、フォスタリング機関に指定した秋田赤十字乳児院へ配置した2名の専任職員のほか、里親支援機関に指定している県内全ての児童養護施設等に配置した里親支援専門相談員等と連携して行っている。		地域・家庭福祉課
	施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換	家庭養育優先の原則を進める中で、施設養育が必要な子どもを養育する「乳児院」や「児童養護施設」において、小規模かつ地域分散化による「できるかぎり良好な家庭的環境」の提供に努めるため、「社会的養育推進計画」に基づき計画的に進めている。		
	子どもの権利擁護	毎年11月を「児童虐待防止推進月間」に位置づけ、街頭キャンペーン、啓発看板の設置及び広報誌への掲載等を行い、児童虐待の発生予防を進め、子どもの権利侵害の未然防止を図っている。		
(2)	児童虐待やDVの防止			
	関係機関の連携や研修等、児童虐待やDVの防止や早期発見、早期解決のための各種取組の実施	児童虐待の防止については、関係機関が連携する市町村要保護児童対策地域協議会に各児童相談所が参加し情報の共有を図るとともに、24時間365日対応のフリーダイヤルを継続して設置し、家庭相談に対応している。 DVの防止については、DV防止ネットワーク会議を県内各所で開催し関係機関と連携強化を図るとともに、相談機関の窓口や被害者が身の安全を守るための注意事項を掲載したDV防止リーフレットを作成し、関係機関や民間企業等の協力を得ながら広く周知活動を行っている。		地域・家庭福祉課
	市町村広報や街頭キャンペーンを活用した児童虐待及びDV防止の啓発	毎年、11月を児童虐待防止及びDV防止の推進月間とし、市町村広報や県内各地で行う街頭キャンペーンを活用して、啓発活動に取り組んでいる。		
(3)	ひとり親家庭の自立支援の充実			
	子育て・生活支援のための相談体制の充実	福祉事務所における母子・父子自立支援員による相談体制及びひとり親家庭就業・自立支援センターにおける子どもの養育等に関する相談体制の充実を図っているほか、関係機関との連携強化に取り組んでいる。		地域・家庭福祉課
	ひとり親家庭就業・自立支援センターによる就業支援の推進	ひとり親家庭就業・自立支援センターにおいて、介護職員初任者講習会等の開催、就業情報の提供等による就業支援を行っている。		
(4)	子どもの貧困対策の推進			
	子ども食堂等の立ち上げやネットワーク化の支援	秋田県社会福祉協議会で運営している「あきた子ども応援ネットワーク」にコーディネーターを1名配置し、子ども支援に取り組む団体等への支援や団体の活動に賛同する企業の開拓、支援者とのマッチングを促進するとともに、市町村子どもの貧困担当者等を対象にした研修を実施し、県内の先進的な例を全県的に共有することで、ネットワークの機能強化と全県的な取組拡大を支援している。		地域・家庭福祉課
	貧困世帯の子どもを含む子どもたちと高齢者等との交流の場をつくるための支援	過年度に実施してきた研修会等への講師派遣による子どもの貧困問題に関する啓発、貧困対策に取り組もうとする人への助言者派遣を踏まえ、地域で困りごとを抱えた子ども等を見守り支える居場所づくりを新規に行おうとする団体等に対し、補助金を交付する事業を実施している。そうした居場所を地域の一人暮らし高齢者等との交流の場として活用する可能性について、既に実践されている団体の取組も参考にしつつ、関係機関と情報共有しながら引き続き検討を行う。		

施策の内容	施策の実施状況	備考	担当課
(5) 障害のある子どもへの支援の充実			
障害児の地域生活を支える人材育成や療育支援体制の整備等、地域生活支援体制の強化	秋田県障がい者総合支援協議会で地域における障害者等への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制について協議を行っている。 平成30年度からは医療的ケア児等支援協議会を開催し、関係機関等の連携体制を構築することにより地域生活支援の向上を図る。 県内8障害福祉圏域において、障害児等療育支援事業を実施し、身近な地域で支援を受けられる体制を整えている。 医療的ケアが必要な障害児や重症心身障害児者（以下「医療的ケア児等」）を支援する人材を育成するための研修会を障害児通所支援事業所、保育所、認定こども園、幼稚園、学校、放課後児童クラブ等で働いている方や一般の方を対象に開催する。同時に医療的ケア児等の支援を総合的に行うコーディネーターを育成するための研修会を主に相談支援事業所の相談支援専門員を対象に開催する。 令和4年度からは、医療的ケア児等に対する総合相談機能を担う、医療的ケア児支援センターを運営しているほか、県医師会が行う、医療的ケア児に関わる多職種間の情報共有を図るための連携システム「キッズ・ナラティブブック秋田」構築事業を支援している。 また、障害がある児童に対して市町村が支給する自立支援医療費（育成医療費）について、その費用の1/4を助成している。 児童発達支援事業等を利用する保護者が支払う費用に対して一部を助成している（支給先は市町村）。		障害福祉課 特別支援教育課
特別支援教育に関わる教職員への実践的研修の実施	担当教員の実践的指導力の向上を図るため、小・中学校等における通常の学級、通級による指導、特別支援学級の学びの場ごとの実践研修を設定し、特別支援教育担当指導主事等の訪問により、提示授業に基づく協議を実施する。 令和5年度実施 通常の学級46校、通級による指導12校、特別支援学級107校 令和6年度実施（予定） 通常の学級38校、通級による指導10校、特別支援学級90校		
医療的ケア児等が地域で必要な支援を受けられるよう、関連分野の関係者が連携を図る協議の場の設置	平成30年度からは医療的ケア児等支援協議会を開催し、関係機関等の連携体制を構築することにより地域生活支援の向上を図っている。		

基本施策3 結婚・子育てのサポート体制の充実・強化（P27）

3-1 結婚・子育てを社会全体で支える気運醸成（P28）			
中学生を対象とした子育て等を学習する機会の拡大	「あきた県庁出前講座」のメニューに、「子ども・子育て支援について（中学生・高校生向け）」を掲載し、秋田の子育て支援施策などについて紹介する機会を積極的に提供している。		次世代・女性活躍支援課
高校の授業等における副読本を活用したライフプランを学ぶ機会の提供	県内全ての高校に配布しており、高校1年生(学校によっては2年生)の家庭科の授業で活用されている。		
大学生等の独身者のライフデザイン形成に向けた支援の強化	大学生や若年社会人に対して、未婚・晩婚・晩産化等を自身の問題として捉えさせ、結婚・出産・子育てに関心を持たせることにより、自身の理想のライフプランを意識させるため、講座の開催やリーフレットの配付を行っている。		
店舗や企業等との協働による、子育て世帯を応援する「あきた子育てふれあいカード」、新婚夫婦や婚約カップルを応援する「あきた結婚応援パスポート」の取組促進	あきた子育てふれあいカードの利活用を進めるため、ウェブサイト等で店舗情報の発信等を実施している。 平成28年4月から子育て支援パスポート事業の全国共通展開が始まり、あきた子育てふれあいカードが全国の協賛店で利用可能となったのを機に、カードを全国共通ロゴマークの入ったものに更新したほか、ウェブサイト等を通じ周知を図っている。 令和元年11月22日より「あきた結婚応援パスポート」を開始し、市町村窓口等を通じたカード交付と合わせて、県内の新規協賛店の拡大を図っている。 あきた子育てふれあいカードは平成30年度から、あきた結婚応援パスポートは令和4年度から、優良協賛店アワードを実施し、協賛店の活動を後押ししている。		
結婚や子育て等に関する様々な地域課題に対応して活動するプロジェクトチームの設置	結婚や子育てを社会全体で支える気運を醸成するため、現役子育て世代や次の親世代等が、地域における様々な課題等について共有し、その解決に向けた行動を促進するためのプロジェクトチームを鹿角市、横手市、五城目町、羽後町のほか、新たににかほ市に設置し、地域住民として自ら行動していく意識の醸成を図った。（令和2年度事業終了）		

施策の内容	施策の実施状況	備考	担当課
子育て支援団体の地域の実情に応じたきめ細やかな子育て支援活動の促進 結婚・出産・子育て等に対する前向きな意識の啓発と情報発信	子育て支援団体が地域のネットワークを形成し、主体的に活動を行えるようワークショップや学習会等を開催している。 令和5年度は、3地区で形成された地域ネットワークに参画する10団体の活動動画を作成し、SNS、ウェブサイト等に掲載し情報発信力の強化を図った。 また、SNS等の情報発信の方法や保育留学の現状を学ぶワークショップや自主イベントの開催、被災した子育て世帯への支援などが主体的に行われた。（令和5年度終了） 令和5年度は、11月を「あきたで結婚・子育て応援キャンペーン」期間とし、地域で結婚や子育て支援の活動に取り組む団体の取組を広く周知することで、地域における支援の輪を拡大させるとともに、若い世代の出会い、結婚、子育てなどに前向きな意識の醸成を図ったほか、県民へ結婚や子育てをする良さを伝えるイベントを開催した。 結婚・子育てイベント来場者数：960名 （令和5年度事業終了）		
3-2 若者の就職への支援（P28） 中学や高校の早い段階における県内企業の魅力に触れる機会の拡大 高校生一人ひとりの進路希望に応じたきめ細やかな就職支援 建設企業による生徒・学生向け「建設企業出前説明会」等の開催			移住・定住促進課 農林政策課 雇用労働政策課 建設政策課 高校教育課
	県内企業の魅力を深く理解するとともに、職業観や勤労観の醸成を促進し、将来の職業選択に役立てるため、高校1・2年生を対象に「ふるさと企業紹介」を実施した。また、令和5年度にインターンシップを実施した学校は公立52校中48校（全日制42校、定時制6校）であり、3,677名の生徒が参加した。 職場定着就職支援員20名を就職希望者の多い高校等へ配置し、支援員等が生徒や保護者、教員に対して、地元企業の情報提供を行っている。また、離職やミスマッチ防止のため、関係各機関と連携し、高校1・2年生を対象に「就職準備セミナー」を実施した。 県内の多様な業種の事業所から実際に働いている方々を学校に招き、生徒に対して仕事の概要や大変さ、やりがいなどを紹介していただき、生徒・学生の職業選択の視野を広げ、より良い進路選択をサポートしている。 令和5年度実績 県11校16回開催 高校1年生…200名 高校2年生…292名 高専3年生…52名 高専4年生…45名 延べ77企業参加		
高校生が県内企業の魅力を知る機会の提供 若者定着支援員による県内企業に対する求人開拓の実施 合同就職説明会等のマッチング機会の提供と秋田県就活情報サイト等による情報発信の強化 大学生等が県内企業の若手先輩社員にオンラインでいつでも気軽に相談できる機会の提供 女子学生と県内企業で活躍する女性社会人との交流による女性の県内就職に向けた意識の醸成	高校1年生を対象とした地元企業見学会やガイダンス等のほか、県内企業への理解を深めるため、高校2年生を対象とした企業説明会を地域振興局毎に開催している。 令和5年度 高校1年生…52校 生徒4,671人参加 高校2年生…59校 生徒3,107人参加、延べ456企業参加 各地域振興局に若者定着支援員を配置し、企業訪問による求人やインターンシップ受入先の開拓、県内高校への企業・求人情報等の提供を行っている。 令和5年度…企業訪問2,780件 大学生等を対象に業界研究会や合同就職説明会・面接会などを開催し、県内企業とのマッチング支援を行っている。 令和5年度…学生延べ917人、延べ972企業参加 秋田県あきた暮らし・交流拠点センターにAターンサポーターを配置し、首都圏等の大学訪問及び学生への個別相談などの就活支援を行っている。 令和5年度…相談件数延べ252人 秋田県就活情報サイト「KocchAke（こっちゃけ）！」やSNS等を活用し、就活支援情報に加えて、秋田とのつながりを感じてもらうために、県内の旬な情報や秋田暮らしの情報等を発信している。 令和5年度…メールマガジン5回配信 また、高校3年生と保護者向けの県内就職情報誌の作成・配布を行っている。 「秋田県就活情報サイトKocchAke!（こっちゃけ！）」を通じて、大学生等が就活等において抱く疑問や不安を、各企業の若手先輩社員にオンラインでいつでも直接質問・相談できる機会を提供している。 県内企業の先輩社会人を「あきた就活サポーター」に任命し、県内外の学生等との交流を通じて秋田で働くことや県内企業への理解を深める機会を提供している。 令和5年度…交流会15回、学生延べ240人参加		移住・定住促進課 農林政策課 雇用労働政策課 建設政策課 高校教育課

施策の内容	施策の実施状況	備考	担当課
奨学金返還助成による県内就職の促進	若者の県内就職と本県産業を担う人材を確保するため、県内就職者の奨学金返還に要する経費に対して助成している。 令和5年度…1,158人に助成		
企業の経営者を対象とする職場定着支援の強化	働きやすい魅力的な職場環境づくりを促進するため、多様な働き方の導入や従業員の学び直し機会の提供等に係る実践講座の開催や専門家による伴走支援を行うほか、好事例の横展開を図るため、取組報告会を開催する。 また、魅力的な職場づくりに要する経費の一部に対する補助金の支給や、若手従業員のモチベーション維持・向上に向けた異業種交流会を開催する。 令和5年度実績 実践講座等参加企業数 15社 取組報告会参加企業数 120社 補助金支給決定件数 15社 異業種交流会参加者数 63人		
農林水産業に係る技術習得研修や就業後のフォローアップ等、新規就業者支援対策の充実・強化	地域農業をけん引する担い手を育成するため、農業技術を磨く「秋田アグリフロンティア育成研修」及び、市町村研修施設等を活用した「地域で学べ！農業技術研修」を実施し、営農開始に必要な実践力の習得を支援している（令和5年度58人、令和6年度54人）。 林業分野においては、林業の専門的技術を持ち地域を支える若い林業技術者を養成するため、秋田林業大学校を開講している（令和4年度29名、令和5年度25名）。 水産業分野では、「あきた漁業スクール」を設置し、担い手の確保・育成のため、漁業に興味のある未経験者や、就業希望者に対し、それぞれに合わせた研修を実施しているほか、就業希望者と雇用先となる漁業者とのマッチング等を行っている（令和5年度 基礎的研修：6名、技術研修：17名）。		移住・定住促進課 農林政策課 雇用労働政策課 建設政策課 高校教育課
建設人材確保推進員による若者と建設企業のマッチングの推進	建設人材確保推進員を2名配置し、県内企業で実際に働いている方々の仕事の概要ややりがいなどを生徒に紹介する出前説明会の開催日程等の調整を行っているほか、各建設業協会（女性部会）等で行っている活動の支援をしている。 5年度は、企業や求人情報等を盛り込んだ建設企業ガイドブックの冊子を県内の工業高校の生徒に配布したほか、検索機能を用いたWEB版を作成し、広く企業のPRを行っている。		
3-3 出会い・結婚支援の更なる強化（P28）			
若年層の利用が多い媒体を活用したあきた結婚支援センター情報の発信強化	GoogleやSNS等にWeb広告を掲載し、あきた結婚支援センターが実施する出会いイベントに関する情報発信を行うとともに、センターホームページへ誘導して新規入会登録を促した。また、全戸配布広報紙を活用し、広く県民に周知した。		
出会い・交流機会の創出や企業間の交流促進に向けた支援の強化	GoogleやSNS等にWeb広告を掲載し、あきた結婚支援センターが実施する出会いイベントに関する情報発信を行うとともに、センターホームページへ誘導して新規入会登録を促した。また、全戸配布広報紙を活用し、広く県民に周知した。		
従業員の結婚を応援する企業同士による交流会や企業内における従業員の交流行事等の開催促進	従業員の結婚を応援する企業間のマッチング支援を行うコーディネート者を配置し、会員団体を対象とした企業訪問により、企業間交流に向けた働きかけのほか、職場における結婚支援の助言・指導等を行うことで企業間の交流を促した。（令和3年度事業終了） また、令和4年度以降は、あきた結婚支援センターの自主事業において、企業間交流会の情報をあきた結婚支援センターのHPにて情報提供するなど、交流会の活性化を促している。		
すこやかあきた出会い応援隊等の出会いイベントの開催促進			
結婚支援に取り組む各団体の連携強化	結婚支援に取り組む市町村、企業及び地域の連携を強化するため、ネットワーク推進員を配置し、各団体との情報共有や意見交換等を実施した。 （訪問延べ団体数：152団体）		次世代・女性活躍支援課
すこやかあきた出会い応援隊等の資質向上を図る取組の強化	県民や県内企業等からの寄附金による「少子化対策ファンド」を活用し、出会いイベント等を主催するすこやかあきた出会い応援隊に対し助成した。（令和3年度事業終了） また、令和4年度以降は、あきた結婚支援センターのメルマガ登録会員及びLINE公式アカウント登録者に対して、イベント情報を発信している。		
結婚サポーターの育成と活動の促進に向けた支援の強化	結婚サポーターの活動の促進に向けて、あきた結婚支援センターとの協働により各市町村に対し、サポーター応募に係る広報や独自の研修会の開催などの働きかけを実施している。 令和5年度は、結婚サポーターのスキル向上を図るセミナーを2回開催したほか、婚活イベント活用した実践研修を行った。		
独身者向けのスキルアップセミナー等の開催	婚活に必要なノウハウを学び、交流会の場で実践しながら、スキルを身につけることができるセミナー付き出会いイベントを2回開催し、47人の参加があった。		

施策の内容		施策の実施状況	備考	担当課
オンライン婚活イベントの実施		新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、人と人との交流が制限される中であっても、結婚を希望する独身者への出会いの機会の創出や結婚を促進するために、自宅にいながらスマートフォンやパソコンひとつで気軽に参加できるオンラインによる出会いイベントやセミナーを実施した。 (令和3年度事業終了、令和4年度以降はあきた結婚支援センター自主事業として実施)		
3-4 仕事と子育てを両立できる環境づくりの推進 (P29)				次世代・女性活躍支援課 雇用労働政策課
経済団体等との連携による企業の仕事と子育ての両立支援に向けた取組の促進		平成30年6月に秋田県商工会連合会と連携して設置した「あきた女性活躍・両立支援センター」の企業訪問を通じて、若年女性に魅力ある職場環境づくりを推進するよう普及啓発を実施するほか、アドバイザーの派遣による一般事業主行動計画の策定支援を通じて、女性管理職の登用や柔軟な働き方の導入など取組内容のレベルアップを図っている。 また、昨年に引き続き、県内企業向けに制度周知等の啓発用のリーフレットを作成し、県内全ての商工会議所及び商工会を通じて、会報誌へ折込等により配布した。 ・訪問企業数…514社、延べ631件(令和5年度末実績)		
男性の家事・育児への参画促進に向けた普及啓発の強化		男女共同参画センターにおいて、男性の家事・育児と仕事との両立を促進するためのセミナー等を開催する。 県においても、男性が育児休業を取得しやすい環境整備に向け、男性の家事・育児参画を促進するための企業や家族を対象としたセミナーを開催した。 ・当事者向けセミナー開催地区 5地区 参加者数87名		
「働き方改革」を通じた就労環境の整備の促進		働きやすい魅力的な職場環境づくりを促進するため、多様な働き方の導入や従業員の学び直し機会の提供等に係る実践講座の開催や専門家による伴走支援を行うほか、好事例の横展開を図るため、取組報告会を開催する。 また、魅力的な職場づくりに要する経費の一部に対する補助金の支給や、若手従業員のモチベーション維持・向上に向けた異業種交流会を開催する。 令和5年度実績 実践講座等参加企業数 15社 取組報告会参加企業数 120社 補助金支給決定件数 15社 異業種交流会参加者数 63人		
3-5 ライフステージに応じた切れ目のない相談体制の整備 (P29)				次世代・女性活躍支援課 雇用労働政策課
あきた結婚支援センターの相談体制の強化		利用者の利便性向上や新型コロナウイルス感染症への対応として、令和3年8月からオンライン入会相談等を導入した。これまでは、入会登録をする場合にはあきた結婚支援センターに1度来所し、入会登録面談を行う必要があったが、オンラインにより自宅にいながら入会登録が可能となった。利便性の向上と職員の丁寧なフォローにより、登録会員数の増加はもとより、マッチング回数や成婚報告者の増加を図っている。		
安心して出産・子育てができる環境整備のための伴走型相談支援の充実		安心して出産・子育てができるよう、妊娠期から出産・子育てまで一貫して身近で相談に応じ、両親学級、産後ケア、一時預かりや家事支援サービスなどの様々なニーズに即した必要な支援につなぐ伴走型の相談支援の充実を図っている。		
子育て世代包括支援センター(いわゆるネウボラ)の全市町村への設置推進と相談体制の強化		ネウボラにて実施される事業に対して、子ども・子育て支援交付金を活用することを助言・指導するとともに、実施市町村には事業に要する経費に対して助成している。(国2/3、県1/6、市町村1/6) 厚生労働省より、「ニッポン一億総活躍プラン」に基づき、令和2年度末までの設置を目指し取り組む旨の通知があり、県内においては令和2年度中に全市町村に設置された。		
あきた就職活動支援センターにおける、就職の悩みや課題等に関するキャリアコンサルティングの実施		あきた就職活動支援センターにおいて、就職の悩みや課題を抱える若年求職者等に対し、キャリアコンサルティングを行うとともに、個々の課題に応じたきめ細やかな就職活動支援をしている。 令和5年度実績 個別コンサルティング相談件数：4,708件		
基本施策4 安心して子育てできる経済的支援の充実 (P30)				
4-1 幼児教育・保育に要する経費や医療費の負担軽減 (P31)				
安心して出産・子育てができる環境整備のための経済的支援		伴走型相談支援の事業の実効性をより高めるため、経済的支援を伴走型相談支援と一体的に実施している。 経済的支援の対象者及び支給額は次のとおり。 ・妊娠届出時に面談を受けた妊婦1人当たり5万円相当 ・出産届出後に面談を受けた者の子ども1人当たり5万円相当 (令和5年度実施市町村…25市町村)		

施策の内容	施策の実施状況	備考	担当課	
未就学児に対する保育料や副食費の助成	一定の所得制限の下、幼稚園及び保育所等の利用者負担額の軽減を目的として、市町村と共に世帯所得に応じて保育料・副食費の1/2または1/4を助成している。 また、次の子どもについては全額助成を実施している。 ・平成28年4月2日以降に第3子以降が生まれた世帯の第2子以降 ・平成30年4月2日以降に生まれた第2子以降 (令和5年度実施市町村…25市町村) さらに、平成30年4月2日以降新たに第3子以降の子が生まれた世帯(施設利用者及び在宅育児者)に対し、就学前の子を対象とした一時預かり等の利用料(1世帯あたり年額上限15,000円)の助成を実施している。 (令和5年度実施市町村…18市町)		次世代・女性活躍支援課 地域・家庭福祉課 国保医療指導室	
高校生までの子どもに対する医療費の助成	乳幼児・小中高生等の心身の健康の保持と生活の安定を図ることを目的として、医療機関を受診した際に窓口で支払う自己負担額について、0歳児と市町村民税所得割非課税世帯の子どもは全額、それ以外の子どもは半額(1医療機関1ヵ月当たり上限1,000円)を助成している。			
児童手当による経済的支援	中学生以下の児童を養育する保護者等に対し市町村が支給する児童手当の1/6を負担している。 (注) 制度改正に伴い令和6年10月分以降については、「支給対象が高校生年代まで拡大」、「支払い月が年3回から6回へ変更」、「県や市町村の負担割合の見直し」など実施される。			
4-2 安心して進学できる環境づくり (P31)				
高校生や大学進学者等に対する奨学金の貸与	公益財団法人秋田県育英会が高校生・大学生等に対する無利子奨学金の貸与を実施している。 また、平成29年度から専修学校(専門課程)進学者向けの奨学金制度を実施している。 《専修学校月額奨学金》 対象 : 専修学校(専門課程)生 採用枠 : 40人/年 条件 : 月額5万円、無利子 等		移住・定住促進課 教育庁総務課 高校教育課	
多子世帯向け奨学金の貸与	公益財団法人秋田県育英会を通じて子ども3人以上の多子世帯の大学生等に対する無利子奨学金を貸与している。 令和3年度…貸付原資分162,700千円(272人分)			
高校生への就学支援	就学支援金制度により、高等学校の授業料は、無償化(所得制限あり)となっている。 また、私立高等学校については、就学支援金を受給している年収590～620万円未満世帯に対し、令和5年度から月額9,900円をかさ上げ補助し、入学金については、県独自の軽減補助を継続して実施している。 さらに、高校生のいる低所得世帯を対象に奨学給付金を給付し、授業料以外の教育費負担の軽減を図っている。			
4-3 ゆとりある住宅確保等の支援 (P31)				
子育て世帯が入居しやすい公営住宅優遇入居制度の継続	県営住宅の入居申込の際、結婚・子育て世帯においては当選確率を2倍に引き上げる優遇措置を講じている。 平成27年度…72件 平成28年度…12件 平成29年度…7件 平成30年度…5件 令和元年度…6件 令和2年度…7件 令和3年度…7件 令和4年度…10件 令和5年度…4件 令和6年度…6件(7月末時点)			

施策の内容	施策の実施状況	備考	担当課
住宅リフォーム推進事業による子育て世帯の住環境整備を支援	これまでの住宅リフォーム推進事業を、子育て世帯の経済的負担の軽減を目的に補助内容を拡充し、実施している。 ※平成28年度から拡充、平成30年度から多子世帯の対象を拡充 ○対 象:子育て世帯(18歳以下の子と同居している親子世帯) ○補助率: ① 3人以上の子と同居する多子世帯 20%(限度額:40万円) 平成28年度申請戸数…189戸 平成29年度申請戸数…156戸 2人以上の子と同居する多子世帯 20%(限度額:40万円) 平成30年度申請戸数…496戸 令和元年度申請戸数…461戸 令和2年度申請戸数…515戸 令和3年度申請戸数…492戸 令和4年度申請戸数…500戸 令和5年度申請戸数…509戸 令和6年度申請戸数…170戸 (7月末時点) ②空き家を購入しリフォームする場合 30%(限度額:60万円) 平成28年度申請戸数… 75戸 平成29年度申請戸数… 94戸 平成30年度申請戸数… 94戸 令和元年度申請戸数… 85戸 令和2年度申請戸数… 98戸 令和3年度申請戸数… 79戸 令和4年度申請戸数…117戸 令和5年度申請戸数… 87戸 令和6年度申請戸数… 47戸 (7月末現在)		建築住宅課
県分譲住宅地の減額譲渡による土地取得への支援	18歳未満の子どもを養育している方(妊娠中の女性含む)に、販売価格から25%減額している。 平成27年度…26件 平成28年度…16件 平成29年度…16件 平成30年度… 1 件 令和元年度… 2 件 令和2年度… 0 件 令和3年度… 4 件 令和4年度… 0 件 令和5年度… 3 件 令和6年度… 1 件(7月末時点)		
基本施策5 母子保健対策の充実 (P32)			
5-1 切れ目のない妊産婦・乳幼児への保健対策と不妊への支援 (P33)			
全ての市町村における妊娠・出産包括支援事業(産前・産後サポート、産後ケア、産婦健康診査等)実施に向けた支援	全市町村実施に向け、母子保健連絡調整会議での情報交換、母子保健コーディネーター研修や母子保健従事者研修での保健師等専門職への研修を実施している。 令和5年度 母子保健連絡調整会議:県8保健所で各1回実施 母子保健コーディネーター育成研修:2回実施し延70人が受講 母子保健従事者研修:1回実施し15市町村の22名が受講		
切れ目ない母子保健事業を実施するため、中心的な役割を果たす母子保健コーディネーターの育成	妊娠・出産包括支援事業についてテーマ別の母子保健コーディネーター研修を実施している。 令和5年度:2回実施し延70人が受講		
健やかな妊娠・出産のため、早期の医療機関受診及び妊娠届け出についての啓発	県のHPに妊娠届出、妊婦健診の受診を促すコンテンツを掲載。各市町村の担当窓口等も掲載し周知している。		健康づくり推進課 保健・疾病対策課 医務薬事課
母子保健の専門的かつ技術的拠点としての県保健所による市町村への助言・支援	市町村間の格差の是正や母子保健サービスの向上のため、県保健所において、専門的支援・多機関連携等を目的とした母子保健連絡調整会議を開催している。 令和5年度:県8保健所で各1回実施		
特定不妊治療費の助成、不妊専門相談センターにおける相談機能の充実及び仕事と不妊治療の両立に向けた支援	特定不妊治療やその一環として男性不妊治療を受けた夫婦に対して、治療費の一部を助成している。 令和5年度助成件数 440件 不妊に悩む夫婦等を対象に専門的な相談や精神的な悩みに応じるため、「不妊専門相談センター」を設置し相談体制の充実を図っている。 令和5年度相談件数 236件 また、思いがけない妊娠や月経、更年期等、女性特有の健康に関する不安や悩みに応じるため「女性健康支援センター」を設置し、電話やメール、SNSで相談対応を行っている。 令和5年度相談件数 225件		
子どもの健康や救急に関する相談に対応する「秋田県子ども救急電話相談室(＃8000)」の充実・強化	子どもの健康や救急に関する相談に対応する「秋田県子ども救急電話相談室(＃8000)」を実施している。 令和5年度 相談件数 3,674件		

施策の内容	施策の実施状況	備考	担当課
乳児家庭全戸訪問事業における乳幼児歯みがきハンドブックの活用促進 リスクの高い妊産婦や新生児に適切な医療を提供するため、総合周産期母子医療センター及び地域周産期母子医療センターを中心とした受入体制の強化	乳児期から「むし歯になりにくい口腔内環境」を育成するため、「乳幼児歯みがきハンドブック」を作成するとともに、県公式ウェブサイトに掲載している。 周産期医療の中核を担う総合周産期母子医療センターや地域周産期母子医療センターの運営費や設備整備に対して助成し、安心して出産できる体制づくりを支援している。		健康づくり推進課 医務薬事課
５－２ 学童期・思春期から成人期に向けた保健対策（P33）			
社会において直面する可能性のある様々な困難やストレスの対処方法を身につけるための教育（児童生徒のSOSの出し方に関する教育）の推進	児童・生徒が、困難な事態、強い心理的な負担を受けた場合等において、適切な援助希求行動（身近にいる信頼できる大人にSOSを出す）ができるようになり、また、心の危機に陥った友達への関わり方（SOSの受け止め方など）について考えることにより、不安や悩み、ストレス等へ対応していく力を得ることを目的として県立高校等において、SOSの出し方講座（授業）を実施する。 なお、実施にあたり、秋田大学自殺予防総合研究センターや民間団体等が講師を行う。 令和５年度：中学校４校、高校２校で実施		健康づくり推進課 保健・疾病対策課 義務教育課
こころの悩みや引きこもり等に関する相談対応	児童生徒の問題行動に対応するため、100中学校及び48高等学校にスクールカウンセラーを、各教育事務所等に広域カウンセラーやスクールソーシャルワーカーを配置している。 また、子ども・女性・障害者相談センターにおける24時間365日の電話相談、総合教育センターにおけるフリーダイヤル「すこやか電話」の開設、保健所における相談や精神保健福祉センターの思春期・青年期の相談により、児童生徒や保護者が気軽に相談できる体制を整備している。加えて、令和３年度から中学生を対象としたSNS相談を実施しており、令和６年度も夏季休業明けから１か月間実施する。		
思いがけない妊娠や性に関する問題について気軽に相談できる女性健康支援センターの周知	思いがけない妊娠や月経、更年期等、女性特有の健康に関する不安や悩みに応じるため「女性健康支援センター」を設置し、電話やメール、SNSで相談対応を行っている。 センター周知のため、啓発カードを作成し、県内女子中高生等に配布しているほか、ウェブ広告により、相談に繋がりやすい環境を整備している。		
県・産婦人科医会等が連携して健康教育や性教育に関する指導を行う体制の充実	子供達が性に関して適切に理解し行動できるようにするため、心身の成長や発達、性感染症（エイズを含む）、妊娠・出産について正しい知識をもつことができるよう、医師等の専門家を学校に派遣し、性に関する講座を実施している。		
食を通じた健康づくりの推進	味覚が確立しつつある幼児期のうちに「うすあじ」の習慣を身につけることを目的に、幼稚園・保育所・認定こども園等の園児とその保護者を対象に、うすあじ教室を実施している。		
５－３ 子どもの健やかな成長を見守り育む地域づくり（P34）			
市町村母子保健関係機関連絡調整会議の開催や産後メンタルヘルス等、専門職のスキルアップ研修	市町村間の格差の是正や母子保健サービスの資質向上のため、県保健所において、専門的支援・多機関連携等を目的とした母子保健連絡調整会議を開催するほか母子保健コーディネーター研修、母子保健従事者研修を実施している。 令和５年度 母子保健連絡調整会議：県８保健所で各１回実施 母子保健コーディネーター育成研修：２回実施し延70人が受講 母子保健従事者研修：１回実施し15市町村の22名が受講		次世代・女性活躍推進課 保健・疾病対策課
医療機関、企業、自治会、NPO法人、ボランティア等とネットワークを構築し、よりきめ細かい支援体制を整備するための母子保健コーディネーターの育成	妊娠・出産包括支援事業についてテーマ別の母子保健コーディネーター研修を実施している。 令和５年度：２回実施し延70人が受講		
市町村における妊娠・出産包括支援事業（産前・産後サポート、産後ケア、産婦健康診査等）実施に向けた支援（再掲）	全市町村実施に向け、母子保健連絡調整会議での情報交換、母子保健コーディネーター研修や母子保健従事者研修での保健師等専門職への研修を実施している。 令和５年度 母子保健連絡調整会議：県８保健所で各１回実施 母子保健コーディネーター研修：２回実施し延70人が受講 母子保健従事者研修：１回実施し15市町村の22名が受講		

施策の内容	施策の実施状況	備考	担当課
乳幼児の父親やプレパパを対象とした子育て等を学ぶ講座の開催 男性の家事・育児への参画促進に向けた普及啓発の強化（再掲） 母子保健の専門的かつ技術的拠点としての県保健所による市町村への助言・支援（再掲）	企業向け及び市町村共催等により、秋田県プレパパスクールを開催した。また、家族連れや企業職員等多様な交流の機会を提供するプレパバフォーラムを開催した。 プレパバスクール：秋田市（2回）、横手市、北秋田市、県内企業1社 プレパバフォーラム：1回実施 ファシリテーター研修：1回 男女共同参画センターにおいて、男性の家事・育児と仕事との両立を促進するためのセミナー等を開催する。 県においても、男性が育児休業を取得しやすい環境整備に向け、男性の家事・育児参画を促進するための企業や家族を対象としたセミナーを開催した。 ・当事者向けセミナー開催地区 5地区 参加者数87名 市町村間の格差は是正や母子保健サービスの資質向上のため、県保健所において、専門的支援・多機関連携等を目的とした母子保健連絡調整会議を開催する。 令和5年度：県8保健所で各1回実施		
5-4 育児に困難を抱える親への支援（P34）			
乳幼児健康診査等における発達障害の早期発見・早期支援強化のための、保健師等専門職の資質の向上	乳幼児健診や他の母子保健事業の実施状況集計結果の市町村への還元などにより、健診の実施体制等の検討等の資料に活用できる体制をつくっている。		
早期に要支援児・要支援家庭を発見し必要な支援につなげるための、市町村における母子保健コーディネーターの配置を支援	妊娠・出産包括支援事業についてテーマ別の母子保健コーディネーター研修を実施している。 令和5年度：2回実施し延70人が受講		
障害児の地域生活を支える人材育成や療育支援体制の整備等、地域生活支援体制の強化（再掲）	秋田県障がい者総合支援協議会で地域における障害者等への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制について協議を行っている。 平成30年度からは医療的ケア児等支援協議会を開催し、関係機関等の連携体制を構築することにより地域生活支援の向上を図る。 県内8障害福祉圏域において、障害児等療育支援事業を実施し、身近な地域で支援を受けられる体制を整えている。 医療的ケアが必要な障害児や重症心身障害児者（以下「医療的ケア児等」）を支援する人材を育成するための研修会を障害児通所支援事業所、保育所、認定こども園、幼稚園、学校、放課後児童クラブ等で働いている方や一般の方を対象に開催する。同時に医療的ケア児等の支援を総合的に行うコーディネーターを育成するための研修会を主に相談支援事業所の相談支援専門員を対象に開催する。 令和4年度からは、医療的ケア児等に対する総合相談機能を担う、医療的ケア児支援センターを運営しているほか、県医師会が行う、医療的ケア児に関わる多職種間の情報共有を図るための連携システム「キッズ・ナラティブブック秋田」構築事業を支援している。 また、障害がある児童に対して市町村が支給する自立支援医療費（育成医療費）について、その費用の1/4を助成している。 児童発達支援事業等を利用する保護者が支払う費用に対して一部を助成している（支給先は市町村）。		保健・疾病対策課 障害福祉課
5-5 妊娠期からの児童虐待防止対策（P34）			
全ての市町村で乳児家庭全戸訪問・養育支援訪問事業を実施するための支援	妊娠・出産包括支援事業についてテーマ別の母子保健コーディネーター研修を実施している。 令和5年度：2回実施し延70人が受講		
乳幼児健康診査未受診児及び予防接種未接種児の把握及びフォロー体制の構築	乳幼児健康診査については、各市町村の実施状況を取りまとめ還元し、全県的な視野で各市町村が体制を検討できるように支援している。 予防接種については、各市町村の実施体制等について情報共有できるよう支援している。		
子育て世代包括支援センターと妊産婦の対応が可能な精神科医療機関の連携	医療機関、市町村、保健所、児童相談所等による連携を図るため、母子保健連絡調整会議等において情報把握・共有をしている。 令和5年度 母子保健連絡調整会議：県8保健所で各1回実施		地域・家庭福祉課 保健・疾病対策課
リスクアセスメントを的確に行うための、市町村における母子保健コーディネーター配置を支援	妊娠・出産包括支援事業についてテーマ別の母子保健コーディネーター研修を実施している。 令和5年度：2回実施し延70人が受講		

施策の内容		施策の実施状況	備考	担当課
子育て世代包括支援センターと子ども家庭総合支援拠点との連携強化の推進		子ども家庭センター等において児童虐待が疑われる場合の対応や特定妊婦への支援等について、情報提供や研修会を通じて適切な連携が図られるよう、母子保健コーディネーター育成研修及び母子保健連絡調整会議を開催している。 令和5年度 母子保健連絡調整会議：県8保健所で各1回実施 母子保健コーディネーター研修：2回実施し延70人が受講		
基本施策6 安全・安心に子どもを育む環境づくり (P37)				
6-1 子育てを支援する生活環境の整備 (P34)				次世代・女性活躍支援課 障害福祉課 都市計画課
散策やレクリエーション活動等、多くの県民が利用する都市公園の整備		都市公園施設長寿命化計画に基づき、県立都市公園（小泉潟公園、中央公園、北欧の杜公園）において公園施設の維持管理、修繕、更新等を実施している。		
店舗や企業等との協働による、子育て世帯を応援する「あきた子育てふれあいカード」の取組促進（再掲）		あきた子育てふれあいカードの利活用を進めるため、ウェブサイト等で店舗情報の発信等を実施している。 平成28年4月から子育て支援パスポート事業の全国共通展開が始まり、あきた子育てふれあいカードが全国の協賛店で利用可能となったのを機に、カードを全国共通ロゴマークの入ったものに更新したほか、ウェブサイト等を通じ周知を図っている。 令和元年11月22日より「あきた結婚応援パスポート」を開始し、市町村窓口等を通じたカード交付と合わせて、県内の新規協賛店の拡大を図っている。 あきた子育てふれあいカードは平成30年度から、あきた結婚応援パスポートは令和4年度から、優良協賛店アワードを実施し、協賛店の活動を後押ししている。		
安全で快適なバリアフリー社会の実現		「障害者等用駐車区画利用制度」の実施により、妊産婦等が優先的に利用できる駐車区画の確保を進め、外出しやすい環境整備を行っている。		
6-2 子どもの安全を確保するための取組の推進 (P38)				県民生活課 道路課 都市計画課 保健体育課 生涯学習課 県警交通企画課 県警交通規制課 県警警備第二課
家庭、地域、学校等における交通安全教育の推進		学識経験者、PTA代表、関係機関等による「学校安全推進委員会」の交通安全専門部会（令和4年度は書面会議）において、各関係機関の成果と課題を共有し、提言をまとめた。 令和6年度も昨年度に引き続き「子どもの交通安全・事故防止対策の推進」を重点目標に掲げ、学校、PTA、道路管理者等と連携した通学路の合同点検や、登下校時における児童の保護・誘導活動、横断歩道における手上げ横断や自転車乗車用ヘルメットの着用促進など、交通ルールとマナーに関してきめ細かな交通安全教育活動を推進している。		
通学路における歩道の整備促進		通学路の安全を確保するため、交通事故が多発する危険個所を重点的に歩道の整備や交通安全施設の整備を進めている。 また、文部科学省委託事業「通学路安全推進事業」において、通学路安全対策アドバイザーや関係機関等とともに、小・中学校の通学路の合同点検を実施している。 令和元年度…鹿角市7校（2日間、33か所） 令和2年度…南秋田郡4町村4校（4日間、54か所） 令和3年度…大館市8校（1日間、12か所） 令和4年度…北秋田市3校（1日間、6か所） 令和5年度…男鹿市3校（1日間、6か所）		
地域全体で学校安全に取り組む体制の整備		学識経験者、PTA代表、関係機関等による「学校安全推進委員会」や各領域（生活安全、交通安全、災害安全）の専門部会を開催し、学校や地域、関係機関が連携した学校安全の在り方について評価・検討している。 特に災害安全の取組では、県民防災の日や津波防災の日等に合わせ、地域住民や児童生徒等を対象とした避難誘導訓練、防災教室等を実施している。		
インターネットの健全利用に関する取組の推進		県内児童生徒のインターネット上の投稿を検索・監視するネットパトロールを実施している。不適切な投稿を検知した際には、投稿の削除を依頼したり、投稿に対する相談を受けたりし、安全・安心なインターネット利用に係る支援を行っている。 また、このパトロールの結果を反映させた県庁出前講座「インターネットの健全利用について」や「教職員を対象としたオンライン研修」を実施し、社会全体の情報モラルの向上を目指している。		
6-3 犯罪被害防止対策や被害者への支援 (P38)				
多様な担い手による見守り隊、地域と連携した防犯体制の整備・充実		自主防犯活動団体にに対し、定期的に活動支援のための情報誌を送付しているほか、安全安心まちづくり担当者会議を開催し、関係機関の連携強化や自主防犯活動団体の活動の活性化を図っている。 また、防犯カメラの適切な活用を促進するため、「防犯カメラの設置及び運用に関するガイドライン」の周知を図っている。 また、スクールガード・リーダーやスクールサポーターが各学校を定期的に巡回指導するほか、関係機関・団体が連携した通学路警戒、非行・犯罪被害防止教室等を実施している。		

施策の内容		施策の実施状況	備考	担当課
	犯罪被害者等の支援	第4次秋田県犯罪被害者等支援基本計画(令和3～7年度)に基づき、「県民のつどい」の開催や街頭キャンペーンの実施などにより、犯罪被害者等の置かれている状況や支援の必要性について周知を図っているほか、関係機関が連携して相談窓口を開設し支援を行っている。「あきた性暴力被害者サポートセンター」では、国の夜間コールセンターを活用し、24時間相談を実施しているほか、メール相談にも対応するなど、性暴力被害者への相談・支援体制の充実を図っている。 また、県内の小・中学校、特別支援学校(令和6年度は9校)において犯罪被害者遺族による「命の大切さ学習教室」を開催し、児童・生徒に命の大切さ等を考えてもらうとともに、犯罪被害者等への配慮や協力する意識など規範意識の向上に取り組んでいる。 少年サポートセンターでは、大学生少年サポーターや少年警察ボランティアと連携した学習支援や農業体験などによる立ち直り支援活動を実施するとともに、やまびこ電話により、子どもの悩みごとや犯罪被害等の相談にも応じている。		次世代・女性活躍支援課 県民生活課 保健体育課 県警警務課 県警生活安全企画課 県警人身安全対策課
基本施策7 子どもの自立と健やかな成長を促す教育環境の充実 (P39)				
7-1	人権を尊重する教育と自尊心、自己有用感の醸成 (P40)	就学前教育・保育は要領・指針等において、『「養護」と「教育」を一体的に行うこと』とされている。全ての教育・保育活動において子どもを一人の人間として尊重し、その命を守り、情緒の安定を図りつつ、乳幼児期にふさわしい経験が積み重ねられていくよう丁寧に援助し、自尊心及び自己有用感の醸成を図っている。 「学校教育の指針」(県教育委員会作成)に人権教育の重点事項等を示し、人権が尊重される教育の場としての学校(園)となるよう、また教育活動全体を通じた取組が充実するよう周知を図っている。 居場所づくりや絆づくりの取組については、児童生徒一人一人に、集団の中で自己肯定感や自己有用感を育むことができるよう指導計画を立て、積極的な生徒指導の実践に努めている。また、児童生徒、保護者及び教職員による評価を行い、取組の工夫改善を図っている。 ○いじめ防止対策の推進 全教育活動を通じて、いじめを許さない学校づくりに取り組むとともに、未然防止に効果のある児童会・生徒会による主体的ないじめ防止の取組を推進するなど、児童生徒同士の好ましい人間関係の育成に努めるとともに児童生徒が自己肯定感や自己有用感を培うことのできる絆づくりの場や機会を提供している。 また、いじめを認知した際は、即時に事実確認し、対策委員会を開催するなど学校全体で組織的に対応し、いじめを受けた児童生徒とその保護者に対する支援と、いじめを行った児童生徒に対する指導及びその保護者への助言を継続的に行っている。 ○DV予防教室の実施 高校生等、若年層においても交際相手からの暴力が問題となることから、学校において、DVの被害者や加害者にならないようにするため、専門家によるデートDV予防に関する講座を実施している(令和4年度は24校)。 ○心のバリアフリー推進モデル地区における障害理解の推進 小学校と特別支援学校の交流及び共同学習に関連付けた障害理解授業やPTA研修会等の実施により、小学生やその保護者の障害理解を推進する。(モデル市：大仙市)		幼保推進課 義務教育課 高校教育課 特別支援教育課
7-2	きめ細やかな教育の推進 (P40)			
	検証改善委員会による全国学力・学習状況調査の結果分析と県独自の学習状況調査の実施と活用	全国学力・学習状況調査の結果を有効に活用するために、検証改善委員会において、これまでの課題の改善状況や結果から明らかになった課題等について詳細な分析を進め、分析資料を配信するなどして各学校を支援している。また、国と県の学習状況調査及び高校入試を一体として捉えた検証改善サイクルを機能させており、全国学力・学習状況調査で見られた課題の改善状況を、県学習状況調査で把握・分析し、各学校の授業改善に役立てている。		
	小・中連携による校種間の円滑な接続	多くの学校では、中学校区ごとに、小・中学校が児童生徒の学習面や生活面の現状等について情報交換するとともに、目指す児童生徒の姿を共有するなどして、児童生徒のよりよい成長につながる取組を工夫している。 また、障害のある児童の移行期の引継ぎの重要性については、個別の指導計画や個別の支援計画の活用を研修会等で取り上げ、理解促進を図っている。		義務教育課 高校教育課 特別支援教育課
	組織的な授業改善による児童生徒の学力向上を図る取組の推進	全国学力・学習状況調査と県独自の学習状況調査、公立高校入試を一体として捉えた検証改善サイクルを機能させ、授業改善の取組の充実を図っている。また、指導主事による学校訪問指導を実施し、各学校の授業改善や研究テーマの具現化に資する指導助言を行っている。 秋田県高等学校学習状況調査を実施し、高等学校での学習理解に関する現状、学習意欲、進路志望等を把握し、その結果を分析することにより、各校における学習指導の改善を図っている。		

施策の内容	施策の実施状況	備考	担当課
7－3 豊かな心と健やかな体の育成 (P40)			
道徳科を要とした教育活動全体における道徳教育の推進体制の確立への支援	各学校における道徳教育の充実に向けて、「学校教育の指針」(県教育委員会作成)に、全教育活動を通して行う道徳教育の指導の重点や、道徳科の授業のポイント等について示している。なお、令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により、「いのちの教育あったかエリア事業」の実施を取り止めたが、令和3年度は当初の計画通りに実施することができた。令和4年度以降は県内1中学校区に推進地域を指定して取り組むとともに、推進地域の取組を他の市町村が共有できるよう情報発信していく。		義務教育課 高校教育課 保健体育課 生涯学習課
生徒指導における小・中・高連携による校種間の円滑な接続	「学校教育の指針」(県教育委員会作成)に、小・中・高等学校を貫く生徒指導の重点事項を掲げ、校種を越えた指導のポイントについて周知を図っている。小・中学校では主に中学校区を中心に、中・高等学校では主に該当地域内において、生徒指導に係る児童生徒の現状等について情報交換及び協議する機会が設けられている。		
地域と連携した教育活動の実施	地域の課題等を見出し、生涯にわたって地域と関わりをもつ意欲のある人材を育成することを目的とし、SDGsの目標との関連を意識した、学校と地域社会との結び付きを強化する取組を推進している。令和5年度は20校が、25テーマについて取り組んだ。		
少年自然の家による問題解決型プログラム等を導入した宿泊体験活動の実施	少子化や核家族化、デジタル化の進展等、社会の様々な変化等に対応した有意義な体験活動プログラムの開発と個別化やグループ化に対応した集団宿泊活動を推進している。体験活動については、限られた滞在時間の中で、“「問い」を発する子ども”の育成や、生活や学習の基盤となる人間関係づくり・コミュニケーション能力の向上等に資することができるよう、指導・支援の在り方を工夫している。宿泊については、各校の要望に応じて多泊も可能だが、現在は1泊2日での利用が大部分である。		
学校体育の充実に向けた取組の強化	各種調査の結果から、子どもたちの体力と運動習慣等の関係や生活習慣の状況等を検証・考察し、各種研修会等を通じて体力の向上と健康教育の取組に反映させている。 また、陸上や器械体操などに専門性のある指導者を派遣する体育授業サポート事業を実施し、教員の指導力向上と運動をすることが好きな児童生徒の育成を図っている。 さらに、本県の自然環境や施設を生かして、ウィンタースポーツに親しむ事業を実施し、運動不足になりがちな冬期間における児童の体力向上を支援している。		
7－4 子どもの食育の推進 (P40)			
学校・家庭・地域が連携した食育の推進	学校給食において、県産農産物の利用促進を図るため、関係機関と連携し、青果卸を活用して流通する体制を構築し、使用量の多いタマネギを継続して供給している。 令和5年度は国際情勢の変化による小麦高騰に対応し、県内で供給が可能な米粉の利用を促進するため、学校給食へ県産米粉を使用した餃子を提供した。 関係機関と連携し、秋田米新品種「サキホコレ」を学校給食で提供するなど、児童生徒が地場産物への理解や愛着を深めることができるよう取り組んでいる。 学校給食への地場産物活用促進モデル事業(県内3地区)を展開し、生産者との関係基盤の構築や、食育教材の製作に取り組んでいる。		健康づくり推進課 農業経済課 保健体育課
食育に関する実践的研修の実施	学校における食育を推進する上で、重要な役割を担う学校給食の在り方について研究協議等を行い、学校給食関係者の資質向上を図っている。令和6年度の研修会では、栄養教諭等が行う「個別的な相談指導」の在り方について学ぶなど、食に関する社会的な問題への対応について理解を深めた。 学校食育リーダー育成事業に関連した学校等訪問を実施し、専門的事項の指導・助言等を行うことで、教職員の指導力と実践力の向上を図っている。		
食を通じた健康づくりの推進(再掲)	味覚が確立しつつある幼児期のうちに「うすあじ」の習慣を身につけることを目的に、幼稚園・保育所・認定こども園等の園児とその保護者を対象に、うすあじ教室を実施している。		
7－5 子どもの心の育ちと青少年の健全育成 (P41)			
青少年健全育成に係る啓発	あきた家族ふれあいサンサンデーの周知や、県内の中学生を対象とした青少年の非行・被害防止に関する標語コンクール及び表彰式、各種月間における啓発活動等を展開しているほか、青少年健全育成秋田県大会を開催している。 また、酒類、たばこ販売業者に対し、徹底した年齢確認について要請しているほか、携帯電話販売店に対し、フィルタリングの普及促進等について協力依頼をしている。さらに、スクールサポーターによる巡回活動や、大学生少年サポーター、少年警察ボランティアによる立ち直り支援活動のほか、少年サポートセンターによる非行防止教室、SNSの安全な利用方法の指導及びあいさつ運動等を通じて青少年の非行防止・健全育成を図っている。		

施策の内容	施策の実施状況	備考	担当課
こころの悩みやひきこもり等に関する相談対応（再掲） 若年無業者等の社会的自立に困難を有する若者の自立や就労等への支援の充実 子どもの発達段階に応じた読書活動の推進	児童生徒の問題行動に対応するため、100中学校及び48高等学校にスクールカウンセラーを、各教育事務所に広域カウンセラーやスクールソーシャルワーカーを配置している。 また、子ども・女性・障害者相談センターにおける24時間365日の電話相談、総合教育センターにおけるフリーダイヤル「すこやか電話」の開設、保健所における相談や精神保健福祉センターの思春期・青年期の相談により、児童生徒や保護者が気軽に相談できる体制を整備している。加えて、令和3年度から中学生を対象としたSNS相談を実施しており、令和6年度も夏季休業明けから1か月間実施する。 社会的自立に困難を抱える若者が社会貢献活動や進学・就職など社会参加のきっかけづくりを行う場として県内16市町18か所に設置した「若者の居場所」の利用者を対象に、社会貢献活動への参加をきっかけに就業意欲を醸成する取組を実施している。 第3次読書活動推進基本計画（計画期間：令和3～7年度）に基づき、各世代に対応した読書活動の推進に取り組んでいる。 県民から寄贈された絵本や児童書を手入れた上で、「読んだッ・リレー文庫」として、保育所や放課後児童クラブなどに配置し、幼少期からの読書に親しむ習慣付けを図っている。		次世代・女性活躍支援課 文化振興課 地域・家庭福祉課 保健・疾病対策課 義務教育課 高校教育課 生涯学習課 保健体育課 県警人身安全対策課
7-6 地域学校協働活動の充実（P41）			
地域学校協働本部、放課後子ども教室等の設置促進や運営支援	次の協議会や研修会を通して人材育成を図るとともに、文部科学省の補助事業を活用しながら、各市町村の実情に応じた仕組みづくりに向けた支援を行っている。 ①県運営協議会の開催（6月7日、9月、1月） ②県連携協議会の開催（5月31日：107名参加、2月） ③指導者等研修会の開催（全8回のうち4回実施：156名参加） ④地域学校協働本部の設置（24市町村 102本部） ⑤放課後子ども教室の実施（16市町村 103教室） ⑥あきた未来塾の実施（7市町村 25か所） ⑦家庭教育支援チームの活動（8市町村 15チーム）		
家庭教育に関する啓発活動の充実や保護者向け教育啓発メールの配信	全ての保護者が安心して家庭教育を行うことができるよう、地域人材を中心としたチームで家庭教育を支援する「家庭教育支援チーム」の組織化が推進されるよう、チームの中核となる人材等を養成する家庭教育支援指導者等研修（全4回）を実施している。 子どもたちが元気に、夢をもって、地域と関わりながらたくましく育つよう、家庭で取り組みたいことをまとめた「家族を笑顔にする10のヒント」のリーフレットを県庁出前講座等で紹介し、活用を促している。 あきた県庁出前講座では「家庭教育の充実」を担当し、市町村教育委員会や小学校等の要望に応じて、啓発活動を行っている。		生涯学習課
インターネットの健全利用に向けた啓発活動やネットパトロールの実施	子どもたちがインターネットを健全に利用できるよう、大人を対象とした啓発活動や県内児童生徒のインターネット上の投稿を検索・監視するネットパトロール等を行っている。 ①全校の教職員を対象としたオンライン研修の実施（年3回） ・参加者 7月17日：0名、7月24日：22名、7月31日：43名 ②県庁出前講座「インターネットの健全利用について」の実施 7月末現在で12市町村、25回実施、2,405名受講 ③ネットパトロール事業に係る検討会議の開催（4月、2月予定） ④ネットパトロール事業の実施 県内全ての小・中学校、義務教育学校、高等学校、特別支援学校を対象に通年で実施 ⑤ネットパトロールに係るキーワードアンケートの実施 県内全ての小・中学校、義務教育学校、高等学校、特別支援学校に、学校を特定する言葉やいじめに繋がる具体的なキーワードを調査するアンケートを実施		

第3期 すこやかあきた夢っ子プラン

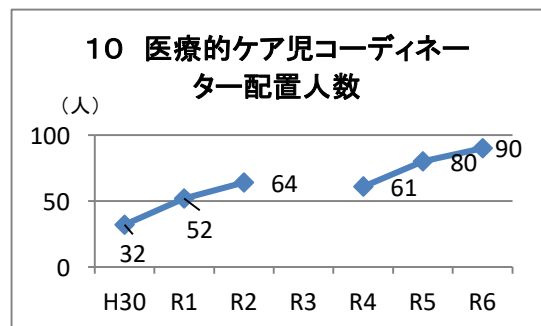
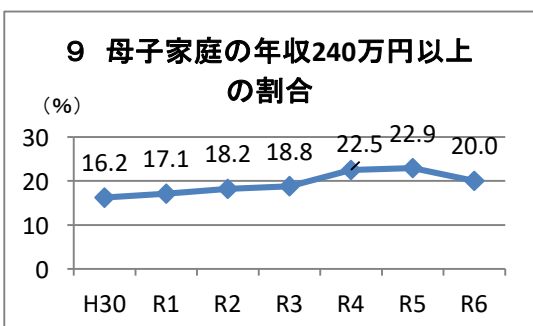
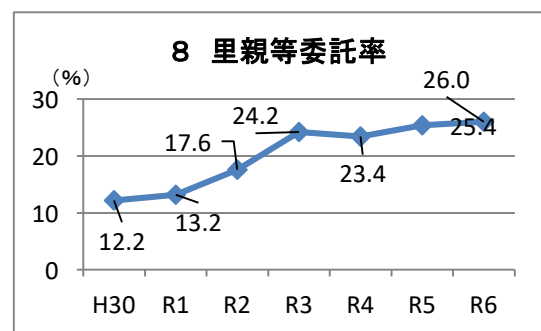
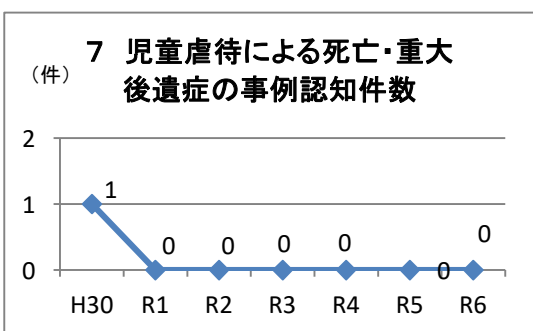
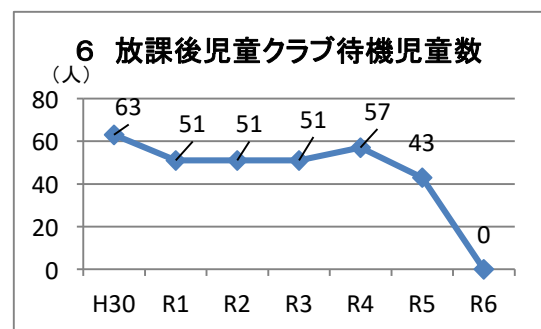
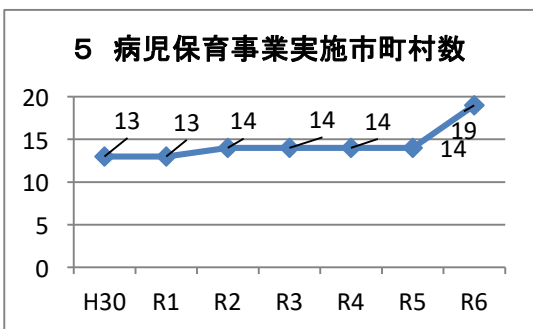
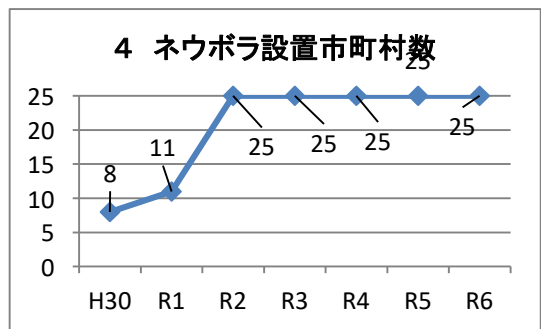
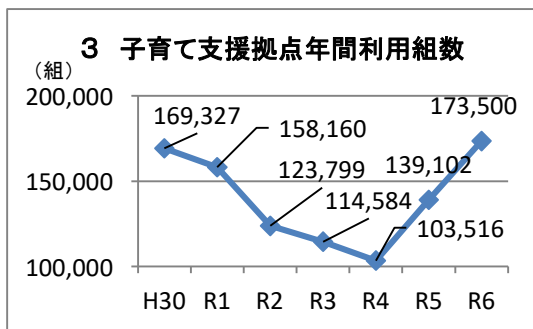
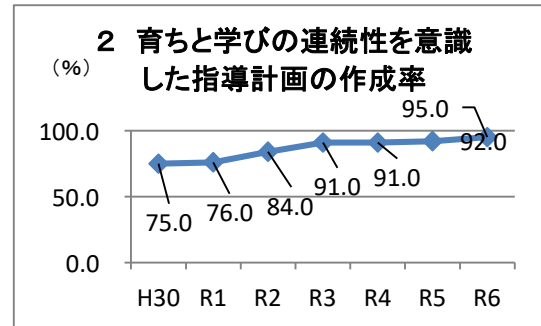
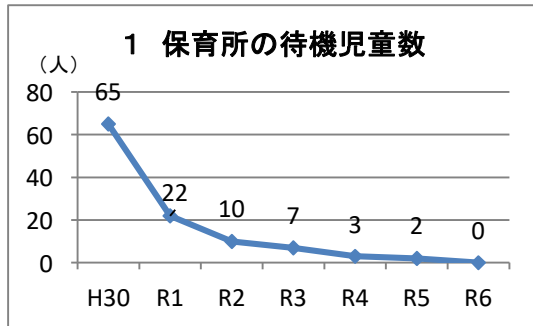
3. 目標指標に対する実績

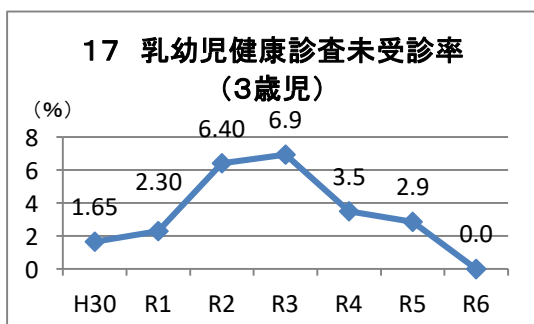
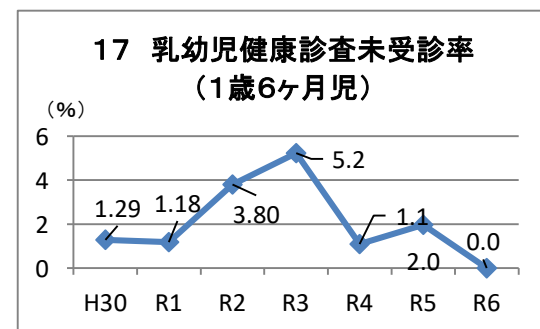
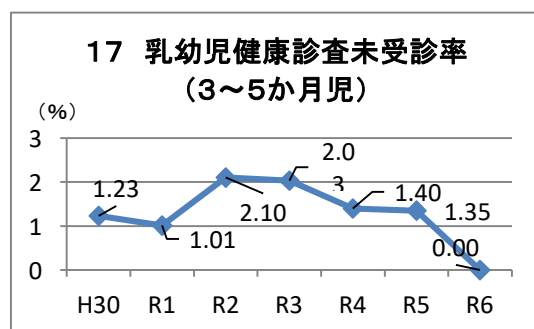
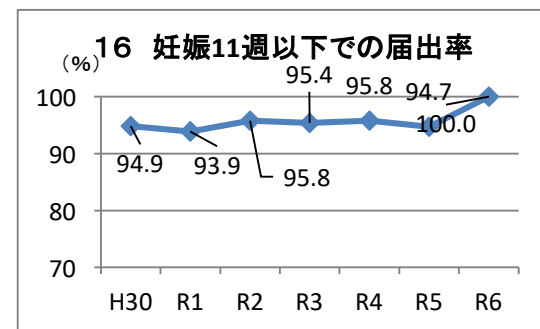
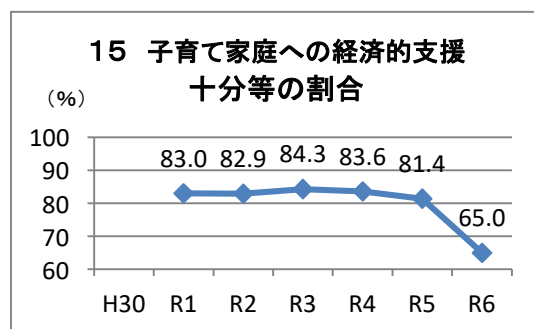
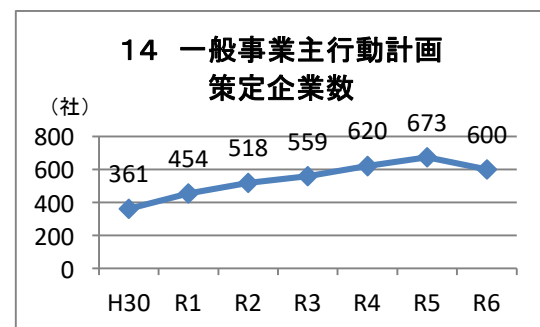
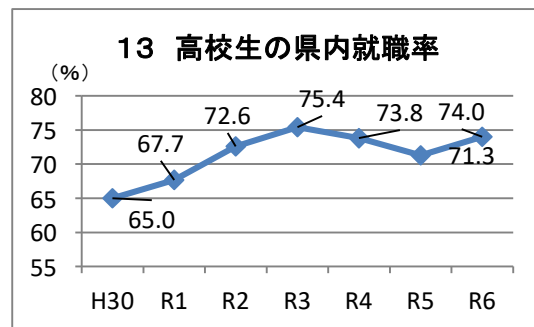
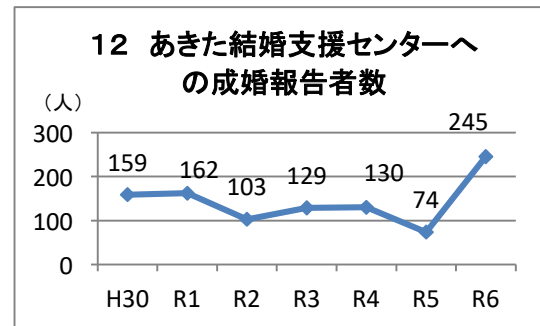
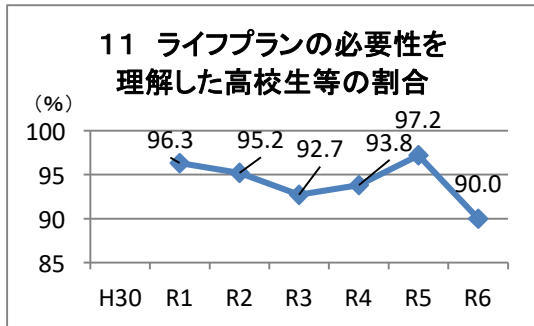
基本施策	目標指標	単位	基準値 H30	(参考) R4	実績値 R5	目標値 R6	達成率	担当課
1 就学前の教育・保育の総合的・計画的な提供	1 保育所の待機児童数（翌年度4月1日現在）	人	65	3	2	0	96.9%	幼保推進課
	2 就学前施設における小学校への育ちと学びの連続性を意識した指導計画の作成率	%	75.0	91.0	92.0	95.0	96.8%	幼保推進課
2 地域における子ども・子育て支援の充実	3 地域子育て支援拠点年間利用組数	組	169,327	103,516	139,102	173,500	80.2%	次世代・女性活躍支援課
	4 子育て世代包括支援センター設置市町村数	—	8	25	25	25	100.0%	次世代・女性活躍支援課
	5 病児保育事業実施市町村数	—	13	14	14	19	73.7%	幼保推進課
	6 放課後児童クラブ待機児童数（翌年度5月1日現在）	人	63	57	43	0	31.7%	次世代・女性活躍支援課
	7 児童虐待により死亡または重大な後遺症を残す事例の認知件数	件	1	0	0	0	100.0%	地域・家庭福祉課
	8 里親等委託率	%	12.2	23.4	25.4	26.0	97.7%	地域・家庭福祉課
	9 母子家庭の年収240万円以上の世帯の割合	%	16.2	22.5	22.9	20.0	114.5%	地域・家庭福祉課
	10 医療的ケア児コーディネーターの配置人数	人	32	61	80	90	88.9%	障害福祉課
3 結婚・子育てのサポート体制の充実・強化	11 ライフプランを意識することの必要性を理解した高校生等の割合	%	—	93.8	97.2	90	108.0%	次世代・女性活躍支援課
	12 あきた結婚支援センターへの成婚報告者数	人	159	130	74	245	30.2%	次世代・女性活躍支援課
	13 高校生の県内就職率	%	65.0	73.8	71.3	78.5	90.8%	高校教育課
	14 次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画策定企業数（従業員数100人以下の企業）	社	361	620	673	700	96.1%	次世代・女性活躍支援課
4 安心して子育てのできる経済的支援の充実	15 アンケート調査「子育て家庭への経済的支援」での「十分である、概ね十分である、ふつう」を合算した割合	%	—	83.6	81.4	65.0	125.2%	次世代・女性活躍支援課
5 母子保健対策の充実	16 妊娠11週以下での妊娠の届出率	%	94.85	95.8	94.7	100	94.7%	保健・疾病対策課
	17 乳幼児健康診査未受診率（3～5か月児） 乳幼児健康診査未受診率（1歳6か月児） 乳幼児健康診査未受診率（3歳児）	%	1.23	1.4	1.4	0	0.0%	保健・疾病対策課
			1.29	1.1	2.0	0	0.0%	
			1.65	3.5	2.9	0	0.0%	
	18 SOSの出し方に関する教育の実施校の割合（高等学校） SOSの出し方に関する教育の実施校の割合（小・中学校）	%	5.77	15.4	7.7	50.0	15.4%	保健・疾病対策課
			2.56	30.3	28.9	40.0	72.3%	
	19 母子保健分野に携わる関係者の専門性の向上に取り組んでいる市町村の割合 母子保健分野に携わる関係者の専門性の向上に取り組んでいる県保健所の割合	%	68.0	76.0	76 (R4)	100	—	保健・疾病対策課
			0	0	0 (R4)	100	—	
	20 妊娠・出産包括支援事業実施市町村数	—	2	10	20	25	80.0%	保健・疾病対策課
	21 積極的に育児をしている父親の割合	%	64.6	70.3	70.8 (R4)	80.0	—	保健・疾病対策課
	22 むし歯のない3歳児の割合	%	81.3	87.1	87.0 (R4)	90.0	—	健康づくり推進課
6 安全・安心に子どもを育む環境づくり	23 歩道整備率（通学路指定分）	%	46.4	47.1	47.4	47.6	99.6%	道路課
	24 地域と連携して防災訓練等を実施する学校の割合（公立幼・小・中・高・特別支援）	%	46.7	61.6	65.3	60.0	108.8%	保健体育課
7 子どもの自立と健やかな成長を促す教育環境の充実	25 自分にはよいところがあると思う児童生徒の割合（小6） 自分にはよいところがあると思う児童生徒の割合（中3）	%	91.1	85.6	87.1	90.0	96.8%	義務教育課
			87.0	83.8	84.9	85.0	99.9%	
	26 地域と連携した教育活動を実施している高校数	校	28	20	20	34	58.8%	高校教育課
	27 地場産農産物の学校給食利用率	%	29.0	23.6	19.1	35.0	54.6%	保健体育課
	28 国公立小・中学校不登校児童生徒の出現率（100人あたり）	—	1.41	2.6	3.40	1.30	0.0%	義務教育課
	29 新体力テストにおける小中高の偏差値の平均	—	51.0	49.5	50.6	52.7	96.0%	保健体育課
	30 インターネットの健全利用に関する啓発講座等を実施した中学校区の割合	%	95.7	100	100	100	100.0%	生涯学習課

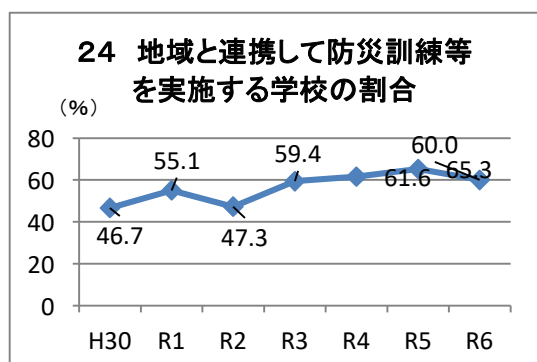
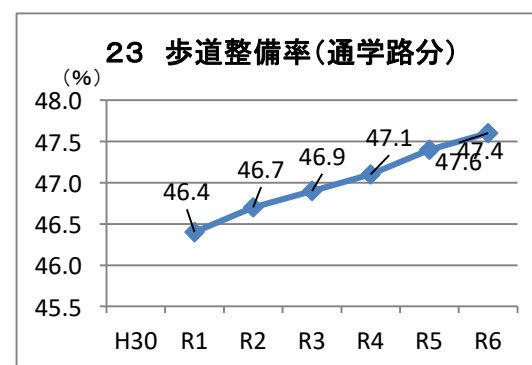
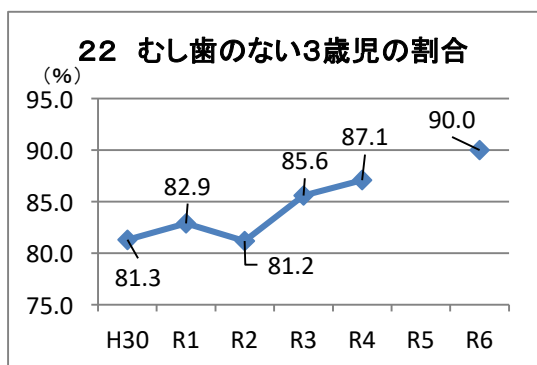
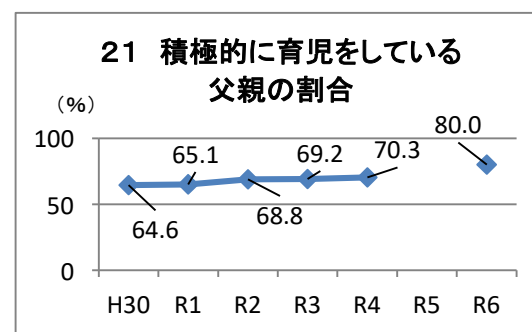
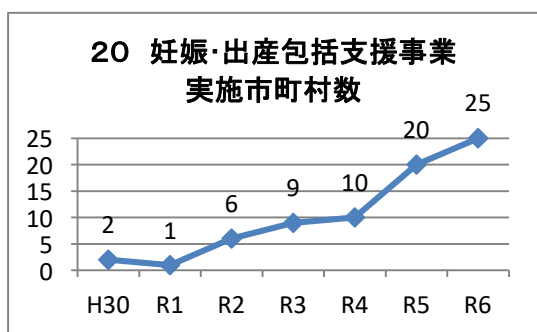
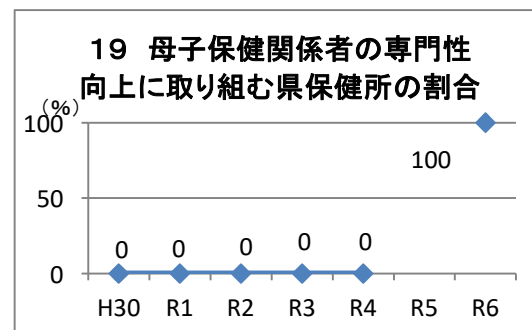
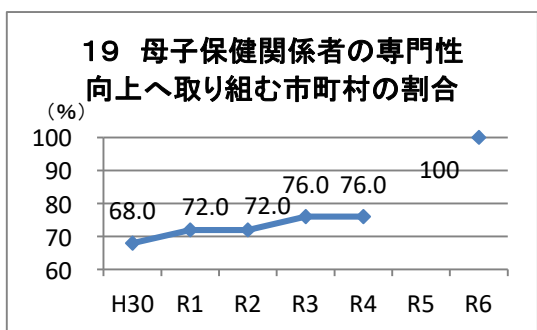
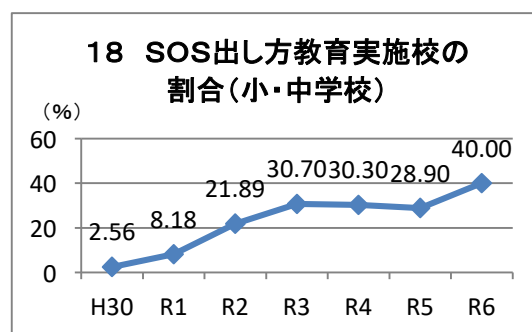
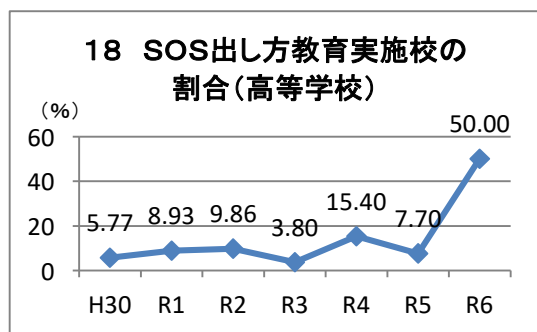
21 乳幼児健康診査アンケートで、「お子さんのお父さんは育児をしていますか」の問いに、「よくやっている」と回答した割合

22 現状値はH29年度、目標値はR4年度目標値

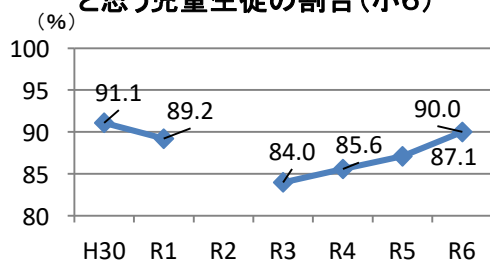
30 目標値はR3年度までの目標値



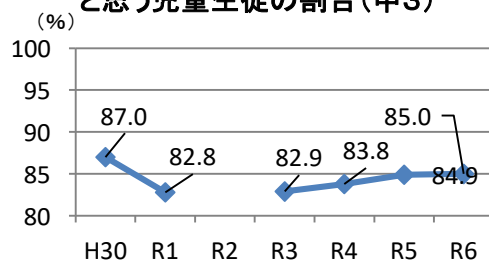




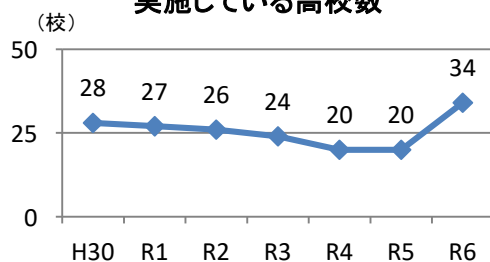
**25 自分には良いところがある
と思う児童生徒の割合(小6)**



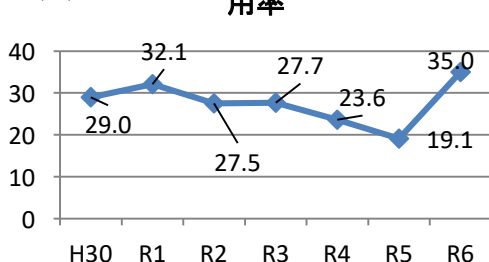
**25 自分には良いところがある
と思う児童生徒の割合(中3)**



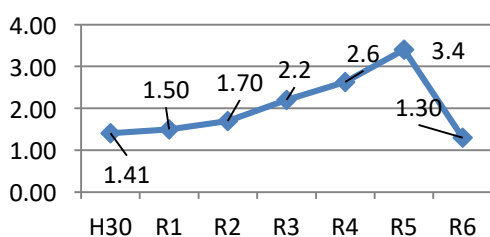
**26 地域と連携した教育活動
を実施している高校数**



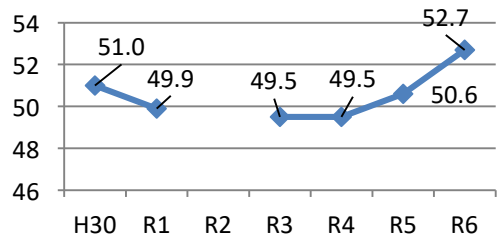
**27 地場産農産物学校給食利
用率**



**28 小・中学校不登校児童生徒
の出現率(100人あたり)**



**29 新体力テストにおける小中
高の偏差値の平均**



**30 インターネット健全利用講座
等を実施した中学校区の割合**

